

## 貸出機器等の使用に関する注意事項

### 1 貸出機器等

学習者用情報端末（タブレットパソコン（ACアダプターを含む。））1台

### 2 使用目的

学校が配信するオンライン教育の受講及び課題等の提出にあたって必要な作業を行うために使用する。

### 3 使用期間

使用承諾手続きが完了してから、本校に在籍している期間。

（進級した時も同じタブレット端末を使用する。）

使用承諾期間が終了後、直ちに現状回復をして返還すること。

### 4 目的外利用の禁止

貸出機器等を2の使用目的のみで使用することとし、それ以外の用途に使用してはならない。

（禁止事項）

- ・オンラインゲーム
- ・SNS
- ・学校が配信する授業等の録画・録音
- ・調べ学習以外のネット検索
- ・不要なアプリのインストール
- ・飲食をしながらの使用
- ・破損につながる行為 等

### 5 損害賠償

使用者が、貸出機器等を無くしたり、故意に破損させたりしたときは、貸出機器等の損害に関する費用を賠償すること。

### 6 その他

使用に当たって不明な点等がある場合は、本校職員に質問のうえ、その指示に従って使用すること。

生徒用の使用にかかわる約束ごと（ルール等）についての文書は、後日、小学校・中学校とも学校教育課から用意されます。それをもとに学校からタブレットの持ち帰りにかかわる約束ごとの確認を丁寧にさせていただきます。タブレットの持ち帰りは「夏休み」からとなります。

ご不明な点やご質問がございましたら下記の問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。